

# 公益社団法人愛知県栄養士会定款

## 目 次

第 1 章	総 則 (第 1 条～ 2 条)
第 2 章	目的及び事業 ( 3 条～ 4 条)
第 3 章	会 員 ( 5 条～10 条)
第 4 章	総 会 (11 条～19 条)
第 5 章	役 員 (20 条～28 条)
第 6 章	理事会 (29 条～33 条)
第 7 章	事務局 (34 条～35 条)
第 8 章	資産及び会計 (36 条～39 条)
第 9 章	定款の変更及び解散 (40 条～41 条)
第 10 章	公告の方法 (44 条)
第 11 章	雑 則 (45 条)
附 則	

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は公益社団法人愛知県栄養士会 (以下「本会」という。) と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を名古屋市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、すべての人びとの「自己実現をめざし健やかによりよく生きる」とのニーズに応え、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、専門職業人としての倫理と、科学的かつ高度な技術に基づく、食と栄養の指導をとおして、県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 栄養に関する啓発・普及に資する事業
- (2) 県民の栄養改善を通して健康増進及び疾病予防に資する事業
- (3) 障がい児・者及び傷病者の特性並びにライフステージに応じた栄養の改善に資する事業

- (4) 管理栄養士・栄養士の資質の向上に資する事業
- (5) 管理栄養士・栄養士に対する職業紹介をする事業
- (6) 栄養に関する調査及び研究に資する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めた事業は、その実施地域を愛知県内とする。

### 第 3 章 会 員

(構 成 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 栄養士法第2条の規定による管理栄養士又は栄養士の免許を有し、本会の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であつて、理事会の推薦により、総会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体であつて理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員はこの限りでない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員として重要な義務を履行しないとき
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その

資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、団体にあつては解散したとき。
- (3) 管理栄養士又は栄養士の免許を取り消されたとき。

## 第 4 章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分の承認
- (7) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (8) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (9) その他総会で決議するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は定時総会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 10分の1以上の正会員は、会長に対し、目的事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選任する。

(議 決 権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の場合において理事又は監事の候補者の合計数が、第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人及び書面による議決権の行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、代理人及び書面によってその議決権を行使することができる。

2 代理人により議決権を行使する場合は、総会の日時の直前までに、代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、総会前日の業務時間の終了までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を提出しなければならない。

4 前2項により議決権を行使した場合は、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 18名以上24名以内
- (2) 監 事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、2名を常務理事とする。

- 3 前項の会長及び副会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、常務理事を業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係者の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる密接な関係のある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、本会若しくは子法人の理事又は本会の使用人を兼ねることができない。また、前2項の規定は、監事についても同様とする。

（役員を選任）

第21条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（総会の関与）

第22条 理事会が代表理事及び業務執行理事を選定及び解職する場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 役員は、再任を妨げない。

(役員解任)

第26条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により、解任することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第27条 本会に、名誉会長1名、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 名誉会長は、理事会で推戴し総会で承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議し、会長が委嘱及び解職する。

4 名誉会長は、本会の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

5 顧問及び参与は、本会の重要な事項について会長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

6 顧問及び参与の任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。

7 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(設置及び構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長が招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の

要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第7章 事務局

(事務局の設置と職員)

第34条 本会の事務を処理するため事務局を設置し、職員若干名を置く。

- 2 職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。
- 3 職員は、役員の名を受けて事務に従事する。

(事務局の運営)

第35条 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議を経て定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により、法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 45 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては、総会）の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、小野寺定幸 水野幸子 中村萩枝 とする。
- 3 本会の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、任期は平成 24 年度定時総会終了までとする。
- 4 一般社団法人又は一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

(別紙)役員名簿

会 長 小野寺定幸	副会長 水野幸子	副会長 中村萩枝	常務理事 小木曾順子
理 事 佐々美紀	理 事 杉江明良	理 事 亀山良子	理 事 細谷徳治
理 事 田中玲子	理 事 鈴木幸男	理 事 広瀬輝美	理 事 三浦鏡子
理 事 吉見幸子	理 事 小川まゆ子	理 事 青木千早	理 事 徳永佐枝子
理 事 市江美津昭	理 事 吉田明子	理 事 海老子里美	理 事 谷脇雪絵
監 事 根間健吉	監 事 新家 隆	監 事 村上洋子	

附 則

この定款は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。